

# 誓約書

契約担当官

陸上自衛隊富士駐屯地

会計課長 干場 英司 殿

以下の項目について誓約します。

- (1) 提出する申請書類に虚偽の内容がないこと。
- (2) 以下の項目について公表していること。

項 目	公表方法
環境/CSR 報告書	
温室効果ガス等の排出削減計画・目標	

- (3) 年 月 日（入札日からさかのぼって5年（5年以内に新規参入した場合は、新規参入した日））から 年 月 日（入札日）までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条の3第1項に規定する特定不利益処分を受けていないこと。（誓約日から入札日までは見込みである。この期間に特定不利益処分を受けた場合には、速やかに契約担当官陸上自衛隊富士駐屯地会計課長まで、特定不利益処分を受けたことを報告すること。）
- (4) 事業の透明性に係る基準に適合するために、インターネットを利用する方法により公表されている情報は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3.3.3 公表事項」にある公表すべき事項がすべて網羅されており、かつ本入札参加時において最新のものであること。

年 月 日

住 所

氏 名

印

（法人の場合は、氏名欄に法人の名称及び代表者の氏名を記載する。）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）  
第9条の3第1項に規定する特定不利益処分

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第7条の3及び法第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
- ②産業廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条第2項及び法第15条の2の7）
- ③産業廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2及び法第15条の3）
- ④再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
- ⑤広域認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
- ⑥無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
- ⑦廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）
- ⑧廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項、第19条の2第1項、第19条の5及び第19条の6第1項）